

瀕死のNapsterに激変！
巨大メディア企業の「禁じ手」を探る

疾走する ハンパパッケージ ミュージック

編集部

米大手レコード会社との間で次々と和解が成立しているMP3.comとは対照的に、米レコード協会(RIAA)から訴訟され、焦点が業務停止仮処分の是非を巡る法解釈論争に突入し、もはやビジネスの道を閉ざされたものと思われていた“音楽業界共通の敵=Napster”が奇跡の復活を遂げた。米大手レコード会社、BMGエンタテインメント社の親会社である世界規模の巨大メディア企業、独ベルテルスマン社が米Napster社との

和解のみならず戦略的提携関係を結んだのだ。当のベルテルスマンは淡々と同社の壮大な戦略を発表しているのだが、Napster社に対し全面戦争の構えだった米レコード業界はこの発表に相当困惑している様子だ。ある情報では、米BMG社でさえ親会社によるこの提携劇は「寝耳に水」だったらしい。いずれにせよ、2001年もNapsterの話題に事欠かない1年となりそうだ。

「業界の敵」から一変 ベルテルスマンが描く Napster復活の序章

巨大メディア企業との戦略的提携と言われても、あれだけ問題となっていたNapsterが、そう簡単に業界に受け入れられるものなのだろうか？「不正コピーをどう終息させるのか？」「権利者への還元は？」など問題は山積のはずだ。そこで、「合法的Napster」は本当に成立するのかどうか、法律面および技術面から仮定と検証を行ってみよう。

超流通で成立する

仮定・合法的Napster

キーワードは「超流通」

ベルテルスマンはNapster社との提携に至る前の2000年1月にデジタル・ワールド・サービス社（略：DWS）を設立し、デジタルコンテンツ配信のプラットフォーム構築に着手した。DWSはベルテルスマンの傘下企業で扱っている出版物、映画、ゲームなどあらゆるコンテンツの配信を目指しているが、最初に手掛けたのは音楽だ。同社が行った音楽配信実験の内容は、数曲の暗号化された楽曲と専用再生ソフトを収録したCD-ROMを無料で配布する、ユーザーは試聴して気に入った曲があればインターネットで料金を支払ってフルコーラスで聴くための復号鍵を入手する、というものだ。

この配信実験は1983年に筑波大学の森亮一名誉教授によって発明された「超流通」と呼ばれる概念を実行したもので、筑波大のウェブにある解説を引用すると「フリーウェアやシェアウェアで実現されている様な、ユーザにとって快適な環境を、有料のソフトウェア製品に対して実現し、且つ開発元や販売元の利益を保護するもの。超流通では、ソフトウェアを所有する事に対価を支払うのではなく、使用する事に対して料金を支払う」とある。つまり、前出の実験では暗号化された楽曲をCD-ROMによって配布したが、

これをNapsterで自由に交換できるようにすれば、人気アーティストの作品ともなると無限連鎖的にダウンロードが繰り返され、CDの流通とは比較にならない速さでアツと言う間に全世界に配信できるようになり、権利者は大規模な対価の回収を短期間で行えるようになるという仕組みが成り立つのだ。

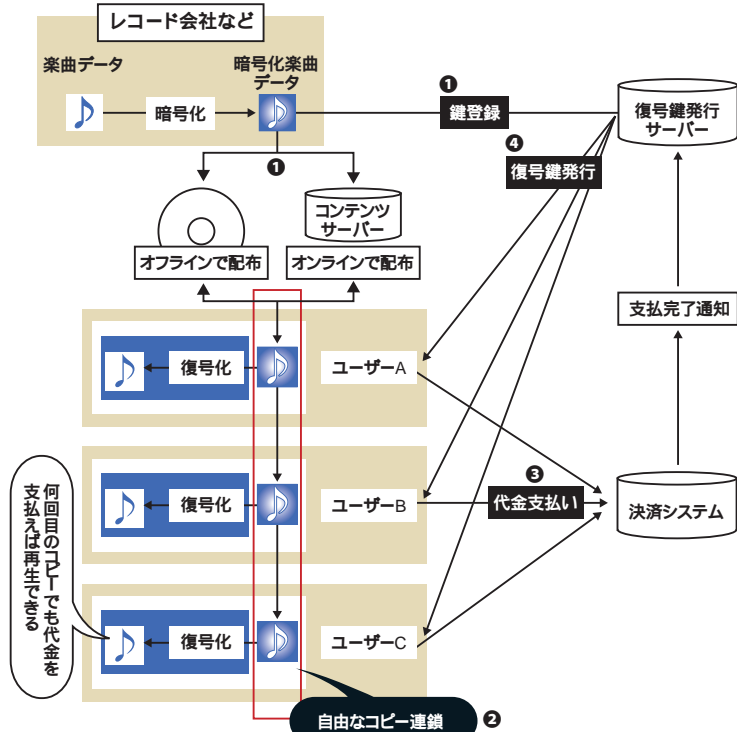
既存ビジネスとの互換性

音楽配信が話題になり出したころは「小売店不要」「レコード会社不要」な

ど、既存ビジネスの崩壊が噂されていたのだが、DWSは自らが音楽配信を行うわけではなく、上記のシステムを権利者および小売店サイトに提供するB2Bのビジネスモデルとなっており、既存の流通構造の維持も考慮している。

現在多くのユーザーを抱えるNapsterといえども、「なにかいい曲はないか」という漠然としたユーザーのニーズに応えることは難しいので、専門知識を持った小売店スタッフによるナビゲーションは販売促進に不可欠だろう。このビジネスモデルが

▼超流通の概念図



普及すると、「 の新曲・本日発売！
 いますくNapsterでダウンロードしよう！」
 などという冗談のようなバナーが小売店舗
 サイトに出現するかもしれない。

しかし、Napsterでダウンロードしたフ
 ァイルの復号鍵を購入してきたユーザーに
 対してほかの楽曲をすすめて購入してもら
 う機会が増え、そこですすめた曲がさらに
 Napsterで広がっていくという可能性はあ
 るだろう。

解決策を模索する

サービス面での壁

不正コピー締め出しの可能性

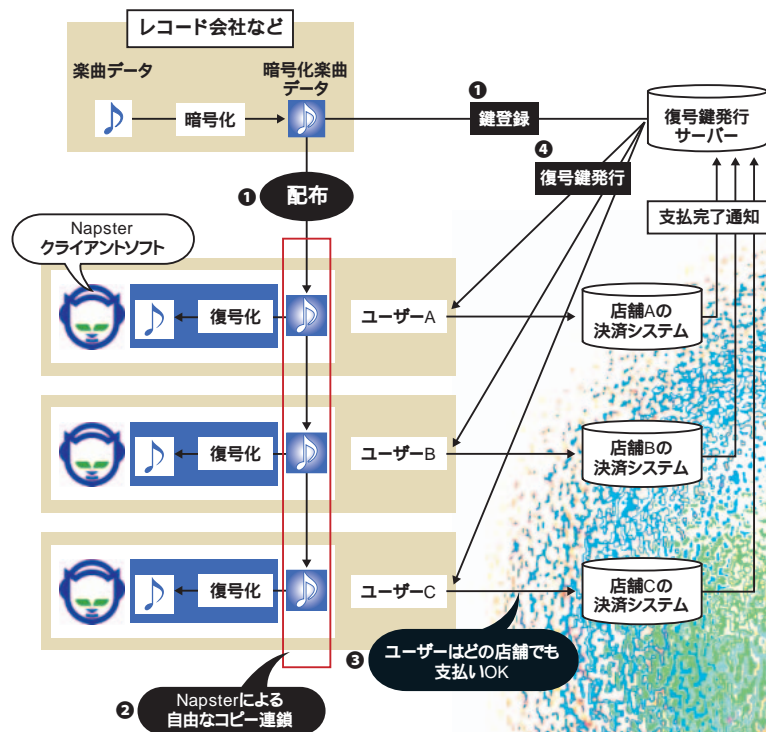
超流通を大規模に実施するための最強
 システムに変身するかもしれないNapster
 だが、最大の問題である不正コピーの交
 換はどうなるのだろうか？ 現在の
 Napsterは、まったく権利保護されてい
 ない状態のMP3交換にもっぱら利用され

ている“なんでもタダ”状態であるがゆえ
 の4000万人ユーザーなのだから、ここ
 になんかの制約が入ればNapster人口が
 激減するのは必至だろう。また、合法化
 されて「つまらなくなったNapster」に見
 切りを付け、別のファイル交換ソフトに走
 る「不正利用者」も多発しそうだ。この
 ような動きが活発になればNapsterとの提
 携も意味を成さなくなる。となれば、いかに
 してユーザーをつなぎ止めるかがベルテ
 ルスマン社の大命題となるわけで、おそら
 くこの対策に社内、社外のプレーンを総
 動員していることだろう。後半のインタビ
 ューで登場する櫻井氏が「一部試聴で興
 味を持ったユーザーに対し、再生回数に
 制限を付けたり音質を落としたりしたう
 えで、フルコーラスを聴くための対価を可能
 な限り安く提供する」というアイデアを語
 っているが、実現すればかなり有効だろ
 う。これに対し、「アナログ録音されては
 困る」という権利者側の意見もあるのだ
 が、いまはユーザーが不正コピーに走ら
 ないように工夫することが最優先なのでは
 ないだろうか？

マイノリティー精神の保持

Napster人気の背景としては、やたら
 とマニアックな音源が多数交換されている
 状況も見逃せない。現在のNapsterユー
 ザーのなかには、自ら進んで不正利用を
 行っているわけではない場合もある。廃盤
 などの理由で入手できず、長年にわたっ
 てさがし続けていた曲に巡りあえたとし
 たら、誰がダウンロードを止められようか？
 音楽ファンなら涙なくしては語れない場
 面だ。また、アーティスト自らがプロモ
 ションツールとして活用している例も多
 く、こういった側面がNapster擁護に回
 る人々のモチベーションとなっているこ
 とは重要である。「貴重な音源を分かち
 合いたい」「お金をかけずに宣伝したい」
 というムーブメントを排除する形でサー
 ビスが行われた場合、不正利用が目的
 ではないユーザーからの非難は避けられ
 ないであろう。逆に彼らをサポートでき
 れば、レコード会社などの権利者がカ
 バーし切れない部分が補完され、新譜
 中心の市場とは別軸での活性化が期待
 できるのではないだろうか？ 現在のCD
 マーケットは約7割が新譜の売り上げと
 言われているが、見方を変えれば残り
 の約3割はほとんどがリピーターで、
 新たな市場創出にはこの層の掘り起こし
 は欠かせないだろう。ベルテルスマン
 がNapsterを単なる集金システムとして
 捉えているとしたら、意外と大きな打撃
 を受けるかもしれない。

▼Napsterによる小売店向け配信システム想像図



業界の人間はこう見ている 各界のキーパーソンが Napster戦略を斬る



安藤和宏

(あんどう・かずひろ)

株式会社セプティマ・レイ / 代表取締役
音楽ビジネスおよび著作権のコンサルティング
を行う。同氏の『よくわかる音楽著作権
ビジネス』(リットーミュージック刊)は音楽
著作権のバイブルとして広く愛読されている。

法的観点から

セプティマ・レイ 安藤和宏氏

おそらくベルテスマンが行おうとしていることは、「暗号化され、一部のみ試聴可能な状態となっている楽曲データがNapsterによって広範囲で自由に複製され、ユーザーは聴きたい曲の対価を支払うとフルコーラスで再生できる」という、まさに「超流通」そのものであり、実現は困難と思われていたことが一足飛びに可能になりつつある状況に対しては、たいへん無責任な発言ですが「スリリング」だと思います。日本でも、超流通を発明し

た筑波大の森名普教授が顧問を務める、携帯電話による音楽配信プロジェクト(1)がありますが、4千万人ともいわれるNapsterのマーケットほどビジネス化しやすい状況はないでしょう。

一方、法整備については市場がある程度、安定してから考えないと、不当に利益または不利益を被る権利者が生じるので、相当な時間を要するでしょう。しかし、超流通対応の法整備によって、ユーザーは「お試し」の後で代金を支払う形態が主流となるので、クオリティーの低い楽曲やパソコンソフトは収入が得られず、逆に本当にいいものは長期に渡り安定した収入が得られることになると思います。ただし、「お試し」についての規定がまた問題で、

音楽の場合、数十秒では内容がほとんど判らないクラシック作品や、1分あれば2回歌える作品などさまざまなスタイルが存在するため、合理的な落とし所を見出さない限り法律化しにくいと思います。

Napsterと言えは不正コピー交換が最大の問題ですが、CDからのコピーを制限する技術が早期に導入されれば、売上の約7割が新譜と言われるマーケットなので、時間の経過とともに権利者の不利益は徐々に解消されると思います。しかし、常に不正コピーありきと考えるべきで、性善説で乗り越えるなどとはもってのほか。技術をうまく取り入れて大規模なパブリシティーを行い、効果的な不正行為の抑止を目指すべきだと思います。

1 音楽配信事業コンソーシアム「ケータイdeミュージック」。現在、DDIポケットのfeel H⁺(対応機種)で音楽をダウンロードできる。

著作権者の観点から

JASRAC 野方英樹氏

作家への還元によって新しい作品が創作されるという「循環構造」を維持することが著作権法の意義ですから、著作権者への対価の支払いがきちんと行われるのであれば、Napsterを合法的に運用することは可能です。超流通については、現行著作権法、学説、判例などで「暗号化すれば複製権が動かない」という解釈が行われたことはありませんでした。しか

し先日、JASRAC管理曲を含む楽曲が暗号化された状態で収録されたCD-ROMを配布して行われる、日本国内での実験について、著作権使用契約を締結しました。この実験に関しては、『CD-ROMのプレス数ではなく、ユーザーの購入アクションに対してインタラクティブ送信の使用料を摘要する』こととなります。このように、合理的な理由に基づくパッケージ料率との違いは、権利者に受け入れられるものだと思います。

試聴に関しては、再生回数が制限されている場合、ユーザーの所有にはなりません。パソコン標準のラインアウトも音質



野方英樹

(のがた・ひでき)

社団法人 日本音楽著作権協会
送信部ネットワーク課 / 課長

が悪くはないので、MDへのコピーで満足してしまう人もいるわけです。試聴の後に別の方法で還元(CD購入など)される仕組みがあれば、権利者に受け入れられる可能性はあるでしょう。

そのほか『配信者の拠点となる国の管理団体が、ワールドワイドの演奏権許諾を行う』ことが世界各国の管理団体と

の間で決まりました。日本では、原盤製作者と実演家の許諾も必要なので、各権利者の意見を尊重しながら調整を行います。

今後も新しい権利が発生するケースが多くなると思いますが、それらを権利者が享受できる仕組みかどうかが重要なのです。

技術的観点から


スパイナルコード
櫻井智明氏

Napsterが登場した頃から、将来的には超流通に利用されるだろうというイメージを持っていましたが、これから行われようとしているNapsterによる超流通は、まだプリミティブな段階だと思います。

では、この先どのような方向に進むのか？ということを見ると、「暗号化コンテンツ」である以前に「自律した音楽コンテンツ」であることが要求されると思いますから、「1回だけフルコーラスで聴ける」といった制限をかけた状態で、自由度の高い流通形態を持つNapsterに乗せていけるということに大変価値があると思います。現行のNapsterについては、不正コピーを配るなどと言っている傍らでセキュリティーのない「すっぴん」状態でCDが売られ

ているのは不思議だなあと感じます。Napsterというプラットフォームを使ってベルテルスマンが実現しようと狙っていることを可能にする技術はすでに存在します。ですから、楽曲の対価を可能な限り低くできれば、レンタルCDをリッピングする手間が不要なのでユーザーに受け入れられやすいのではないかと思います。

以前、坂本龍一さんが設立したMAA（現在は解散）の例会でも「超高品位なら再生1回で100円」、「AM音質なら無期限で100円」など、量子化の密度（音質）とライフタイム（再生可能な時間）との組み合わせによるフレキシブルな価格設定という考え方について議論されたことがありました。

試聴についてですが、音楽配信に関するある調査結果では、「秒試聴」というやり方は楽曲の内容を確認するうえで魅力がないという意見が多かったと聞いています。やはりフルコーラスのほうが試聴される機会が増えるということなのでしょうが、「音質を下げてフルコーラス」「音質は下げないが秒まで」「試聴の前後にCMを入れて収入を得る」など、権利者によって考え方はかなり違ってくるでしょう。たとえば「フルコーラス試聴OK。ただし、なにかCDを買った人だけ」といったニーズにも可能な限り対応しましょう、というのが、われわれスパイナルコード  のスタンスなのです。

 www.spinalcode.net



櫻井智明

（さくらい・ともあき）

株式会社スパイナルコード / 代表取締役社長
1998年 ストリーミングおよびアーカイブコンテンツの配信や鍵管理システムの運用を行う（株）キールネットワークスを設立し、マルチメディアコンテンツ流通の研究および開発を行う。現在、同社代表取締役。

問題は山積み Napster戦略の行方

何事もビジネス優先、取りあえず実践、問題の議論は後回し……という思想の元、自由の国アメリカでは、お騒がせなシロモノが次々と誕生している。プレステなど人気ゲーム機のシミュレーションソフト、オークションサイト、ビジネスモデル特許などなど。振り返ってみれば、これらが登場した直後は大論争が展開されていたにも関わらず、現在ではあたりまえのように存在し、ものによっては、すでに陳腐化する起こっている。

NapsterやGnutellaが話題となったときも「音楽産業の崩壊」が本気で心配され、ユーザーはもちろん、業界関係者、証券アナリスト、学者らが大騒ぎをしていたのだが、ベルテルスマンが手を差し延べた瞬間、

まるで津波が引いたかの如くネガティブなニュースは途絶えた。本当の津波なら2度目のほうがより大きいのだが、米の音楽業界は最初の津波で被害に遭った分を取り戻してやろうと、次のビッグウェーブを心待ちにしているのだろうか？

しかし、Napsterは「ほしい曲が無料で即入手できる」という、音楽ユーザーにとって禁断の理想郷なのであって、「ここからは有料です」という現実を押し込むためには、かなりの真剣さが要求されるだろう。今回の提携劇はNapsterほか諸々を抑え込む、最初で最後のチャンスとなるかもしれないので、音楽業界は思い切った決断を迫られることになるだろう。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp